

日医発第 536 号(介護)
令和 4 年 6 月 15 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤 和彦
(公印省略)

退院患者の介護施設における適切な受入れに関する更なる取組について

新型コロナウイルス感染症対応におきましてはご尽力を賜り、感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の退院患者の介護施設における適切な受入等につきましては、令和3年3月12日付（介218）文書等にてご連絡申し上げたところです。

今般、厚生労働省より、退院患者の介護施設における適切な受入れ促進に向けた更なる取組が示された事務連絡が都道府県等に発出されましたので情報提供申し上げます。

当該事務連絡では、退院元の医療機関が、受入れ可能な介護施設を把握し、速やかに受入れ先を調整できるよう、新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たして退院した要介護高齢者の受入れに協力する介護老人保健施設名を、自治体を通じて医療機関に提供する取組の実施をお願いする内容等が示されております。

また、介護施設での施設内感染が拡大することを防ぐため、医療機関から介護施設へ患者が退院する際には、当該医療機関から介護施設に対し、当該医療機関における新型コロナウイルス感染症の発生状況や当該患者の感染の状況等について、事前に情報提供等を行っていただきたい旨の内容等も示されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

- 退院患者の介護施設における適切な受入れに関する更なる取組について
(令 4.6.7 事務連絡 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部、老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課)